

特定都市鉄道工事について積み立てた準備金の金額とみなすものとして運輸大臣が告示で定める基準に従って算定したものを控除した金額を控除した金額とする。を加える。

第十條第二号中「当該変更の認定を受けた日における準備金の金額が変更後の整備事業計画に係る累積限度額を超える」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

- イ 当該変更の認定を受けた日における準備金の金額が変更後の整備事業計画に係る累積限度額を超える場合
- ロ 整備事業計画に記載された特定都市鉄道工事が二以上ある場合において、そのうちの一部の特定都市鉄道工事が中止される場合

第十一條中「前條第二号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた」を「前條第二号イに掲げる場合に係る法第三條第五項の規定による変更の認定に係る場合には、当該認定があつた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一部中止認定又は法第四條の規定による中止の承認があつた場合に係る法第八條第二項の規定による取崩しは、当該認定又は承認があつた日の属する事業年度の翌事業年度以後の積立金の積立てを行った事業年度の期間に相当する期間の各事業年度において、その日の属する事業年度の終了の日における準備金の金額（一部中止認定に係る場合にあっては、中止された特定都市鉄道工事について積み立てた準備金の金額とみなすものとして運輸大臣が告示で定める基準に従って算定したもの）に各事業年度の月数を乗じて積立金の積立てを行った事業年度の月数の合計で除して得た金額を取り崩すことにより行うものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○防衛庁告示第十号
海上における射撃試験を次のとおり実施する。
平成七年一月十八日
防衛庁長官 玉沢徳一郎

日 時 平成七年一月二十五日から二十七日までの間、毎日〇九〇〇から一六〇〇まで

使用海面
下北半島東方の次の(ア)から(オ)までの五地点を順次結んだ線及び(イ)の地点と(ハ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

- (ア) 北緯四一度二〇分
 - (イ) 東経一四一度三三分
 - (ロ) 北緯四一度一八分
 - (ハ) 東経一四一度三四分
 - (ニ) 北緯四一度一五分
 - (ヘ) 東経一四一度二七分
 - (ホ) 北緯四一度一五分
 - (ヘ) 東経一四一度二五分
 - (ト) 北緯四一度一六分
 - (ト) 東経一四一度二五分
- なお、射撃は、エの地点付近の陸上から海面に向けて発射される。
- 実施中は、発射地点に赤旗を掲揚する。

○大蔵省告示第十号
出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六條に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成六年十二月大蔵省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、平成七年一月二十三日から適用する。

平成七年一月十八日
大蔵大臣 武村 正義

百二十の次に次のように加える。
百二十一 ミクロネシア通貨 一ミクロネシア・ドルにつき本邦通貨一〇六円

○大蔵省告示第十一号
出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六條に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成六年十二月大蔵省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年一月十八日
大蔵大臣 武村 正義

百二十の次に次のように加える。
百二十一 ミクロネシア通貨 一ミクロネシア・ドルにつき本邦通貨九八円

○大蔵省告示第十二号
預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第二十四條の規定に基づき、大蔵大臣が別に指定する銀行を定める件（昭和六十一年六月大蔵省告示第百六号）の一部を次のように改正する。

平成七年一月十八日
大蔵大臣 武村 正義

「株式会社北陸銀行」を「株式会社北陸銀行株式会社東京共同銀行」に改める。

大蔵大臣 武村 正義
株式会社北陸銀行
株式会社東京共同銀行

○大蔵省告示第十三号
銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七條第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七條第一項から第三項までの規定を適用しない大蔵大臣の権限を指定する件（昭和五十七年三月大蔵省告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

平成七年一月十八日
大蔵大臣 武村 正義

表第一項中
「山一信託銀行株式会社」を「山一信託銀行株式会社株式会社東京共同銀行」に改める。

○大蔵省告示第十四号
信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）第十條第四項の規定に基づき、信用金庫法施行令第十條第一項から第三項までの規定を適用しない大蔵大臣の権限を指定する件（昭和五十七年大蔵省告示第八十二号）

○農林水産省告示第八十二号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十一條第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、平成七年二月十七日から施行する。

平成七年一月十八日
農林水産大臣 大河原太一郎

別表第三中十七の項を十八の項とし、十六の項を十七の項とし、十五の項を十六の項とし、十四の項の次に次のように加える。

十五 臭化切り花に付着する有害動物
メチル燐化水素
燐化水素
炭素の混合ガス
蒸倉くん

倉庫一立方メートルにつき、臭化メチルとして一四グラム、燐化水素として三グラム及び二酸化炭素五%

四時間 一五度

二酸化炭素の投薬に続いて臭化メチルと燐化水素を混合し、倉庫内のガス濃度を均一にするよう考慮すること。

八五%以上のガス保有力を有する倉庫を使用すること。

農林水産大臣 大河原太一郎

年三月大蔵省告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

平成七年一月十八日
大蔵大臣 武村 正義

第三号中「外国為替銀行法に規定する外国為替銀行」を「外国為替銀行法に規定する外国為替銀行株式会社東京共同銀行」に改める。

○農林水産省告示第八十一号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の一の四の項の規定に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五十八号（アメリカ合衆国から発送されるビング種、ランパート種、レーニア種及びパン種種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年一月十八日
農林水産大臣 大河原太一郎

一「ビング種、ランパート種、レーニア種及びパン種」を「ガリネット種、パン種、ビング種、ランパート種及びレーニア種」に改める。

表第一項中	「山一信託銀行株式会社」を「山一信託銀行株式会社株式会社東京共同銀行」に改める。
○大蔵省告示第十四号	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）第十條第四項の規定に基づき、信用金庫法施行令第十條第一項から第三項までの規定を適用しない大蔵大臣の権限を指定する件（昭和五十七年大蔵省告示第八十二号）
○農林水産省告示第八十二号	植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十一條第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、平成七年二月十七日から施行する。
別表第三中十七の項を十八の項とし、十六の項を十七の項とし、十五の項を十六の項とし、十四の項の次に次のように加える。	
十五 臭化切り花に付着する有害動物	メチル燐化水素 燐化水素 炭素の混合ガス 蒸倉くん
	倉庫一立方メートルにつき、臭化メチルとして一四グラム、燐化水素として三グラム及び二酸化炭素五%
	四時間 一五度
	二酸化炭素の投薬に続いて臭化メチルと燐化水素を混合し、倉庫内のガス濃度を均一にするよう考慮すること。
	八五%以上のガス保有力を有する倉庫を使用すること。
農林水産大臣	大河原太一郎

A級	次の各号の一に該当するもの 一 厚さ三ミリメートル以上の のハニヤ板張りもの	七〇%以上
	次の各号の一に該当するもの 一 厚さ三ミリメートル以上の のハニヤ板張りもの	七〇%以上
特A級	次の各号の一に該当するもの 一 厚さ三ミリメートル以上の のハニヤ板張りもの	八五%以上
	次の各号の一に該当するもの 一 厚さ三ミリメートル以上の のハニヤ板張りもの	七〇%以上

別表第四中

<p>二 野地板の上にアスファルトフイング(二一平方メートル当たり)〇キログラム以上のものを敷き、フェノール樹脂等で完全に目止めしてあるもの</p> <p>三 野地板の上又は下につく又はモルタル(ラスモルタルを含む。以下同じ)を二センチメートル以上塗り、フェノール樹脂、クラフト紙等で完全に目止めしてあるもの</p> <p>四 野地板の上に粘土目止め又は六センチメートル以上の置土をしたものであつて、フェノール樹脂、クラフト紙等で完全に目止めしてあるもの</p> <p>五 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの</p>	<p>二 野地板の上にアスファルトフイング(二一平方メートル当たり)〇キログラム以上のものを敷き、フェノール樹脂等で完全に目止めしてあるもの</p> <p>三 野地板の上又は下につく又はモルタル(ラスモルタルを含む。以下同じ)を二センチメートル以上塗り、フェノール樹脂、クラフト紙等で完全に目止めしてあるもの</p> <p>四 野地板の上に粘土目止め又は六センチメートル以上の置土をしたものであつて、フェノール樹脂、クラフト紙等で完全に目止めしてあるもの</p> <p>五 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの</p>
<p>次の各号の一に該当するもの</p> <p>一 厚さ九センチメートル以上のコンクリート造りのもの</p> <p>二 厚さ一五センチメートル以上の石、れんが又はコンクリートブロック造りのもの</p> <p>三 厚さ〇・二七ミリメートル以上の亜鉛鉄板張りのもの</p> <p>四 厚さ三ミリメートル以上のベニヤ板張りのもの</p> <p>五 厚さ三センチメートル以上のモルタル塗りのもの</p> <p>六 厚さ一二センチメートル以上の土又はしつくい塗りのもの</p> <p>七 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの</p>	<p>次の各号の一に該当するもの</p> <p>一 厚さ九センチメートル以上のコンクリート造りのもの</p> <p>二 厚さ一五センチメートル以上の石、れんが又はコンクリートブロック造りのもの</p> <p>三 厚さ〇・二七ミリメートル以上の亜鉛鉄板張りのもの</p> <p>四 厚さ三ミリメートル以上のベニヤ板張りのもの</p> <p>五 厚さ三センチメートル以上のモルタル塗りのもの</p> <p>六 厚さ一二センチメートル以上の土又はしつくい塗りのもの</p> <p>七 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの</p>
<p>次の各号の一に該当するもの</p> <p>一 コンクリート又はモルタルで塗りつめしたものでしつくい、フェノール樹脂等で塗りつめしたもので</p>	<p>次の各号の一に該当するもの</p> <p>一 コンクリート又はモルタルで塗りつめしたものでしつくい、フェノール樹脂等で塗りつめしたもので</p>

を

に

<p>改める。</p> <p>○通商産業省告示第二十四号</p> <p>電気用品取締法(昭和三十六年法律第二三十四号)第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成六年十二月二十日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。</p> <p>平成七年一月十八日</p> <p>型式承認番号 氏名又は名称</p> <p>第91-53208号 新章電機株式会社</p>	<p>三 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの</p> <p>鉄扉、亜鉛鉄板、板戸等で完全に密閉しうるものであつて、ガス測定穴及び投薬小戸扉があるもの</p> <p>扉、くぐり戸等の出入口に錠及び施錠が常時備え付けてあるもの</p>	<p>同上</p>
<p>第91-53209号 新章電機株式会社</p> <p>第91-53210号 〇新章電機株式会社第二十五号</p> <p>電気用品取締法(昭和三十六年法律第二三十四号)第十八条の規定に基づき、平成六年十二月二十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。</p> <p>平成七年一月十八日</p> <p>型式承認番号 氏名又は名称</p> <p>第95-5333号 株式会社ソング</p>	<p>三 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの</p> <p>鉄扉、亜鉛鉄板、板戸等で完全に密閉しうるものであつて、ガス測定穴及び投薬小戸扉があるもの</p> <p>扉、くぐり戸等の出入口に錠及び施錠が常時備え付けてあるもの</p>	<p>同上</p>

<p>第91-53211号 株式会社富士通セキヤ</p> <p>第91-53212号 株式会社東芝</p> <p>第91-53213号 伊藤超短波株式会社</p> <p>第91-53214号 三和電機工業株式会社</p> <p>第91-53215号 株式会社東芝</p> <p>第91-53216号 伊藤超短波株式会社</p> <p>第91-53219号 三和電機工業株式会社</p> <p>第91-53220号 株式会社東芝</p> <p>第91-53221号 伊藤超短波株式会社</p> <p>第91-53222号 三和電機工業株式会社</p>	<p>住 所</p> <p>東京都世田谷区成城 9-32-1</p> <p>東京都千代田区丸の内 2-2-3</p> <p>大阪府大阪市阿倍野区阪南町 7-2-10</p> <p>神奈川県川崎市幸区堀川町72</p> <p>東京都文京区白山 1-23-15</p> <p>東京都荒川区東日暮里 6-48-10</p> <p>神奈川県川崎市幸区堀川町72</p> <p>神奈川県川崎市高津区末長 1116</p> <p>東京都墨田区八広 1-30-11</p> <p>東京都渋谷区恵比寿南 2-19-3</p> <p>東京都大田区西蒲田 8-2-1</p> <p>1西蒲田スカイハイツ208号</p> <p>愛知県春日井市大字東楠 1-1-2</p> <p>愛知県安城市今本町字石田 35-2</p>	<p>甲種電気用品名</p> <p>その他の電子応用装置</p> <p>配線用遮断器</p> <p>漏電遮断器</p> <p>配線用遮断器</p> <p>家庭用超短波治療器</p> <p>コムケンツナイヤケ-ブル</p> <p>電気冷蔵庫</p> <p>電気クウリ機</p> <p>毛髪乾燥機</p> <p>電気ボンブ</p>
--	---	---